

## 第5章 教育課程、履修方法及び卒業認定等

### (授業科目の区分)

第21条 本学の授業科目に、共通教育科目及び専門教育科目を置く。

2 前項に規定する共通教育科目は、キリスト教学、外国語科目、日本語科目、健康科目、情報科目及びキャリア・ライフ・デザイン科目をもって構成する。

3 第1項に規定する授業科目のほか、教職に関する専門科目及び司書養成科目を置く。

### (教育課程の内容)

第22条 前条に規定する各授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

### (単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

### (卒業に必要な単位数及び外国人留学生の特例)

第24条 本学を卒業するために必要な単位数は、別表第2のとおりとする。

2 第53条に規定する外国人留学生は、修得した日本語科目の単位数をもって、共通教育科目のうち外国語科目に係る卒業に必要な単位数に充当することができる。

### (資格取得等)

第25条 現代教養学科及び子ども学科の学生で教育職員免許状の取得を希望する者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところにより、必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

2 各学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

現代教養学科 日本専攻	中学校教諭2種免許状(国語)
国際専攻	中学校教諭2種免許状(英語)
人間社会専攻	中学校教諭2種免許状(社会)
	中学校教諭2種免許状(家庭)
子ども学科	幼稚園教諭2種免許状

- 3 現代教養学科及び子ども学科の学生で司書資格の取得を希望する者は、図書館法(昭和25年法律第118号)及び図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)の定めるところにより、必要な授業科目の単位を修得しなければならない。
- 4 子ども学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の定めるところにより、必要な単位を修得しなければならない。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、成績の評価で合格点を得た者には所定の単位を与える。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、100点満点で、60点以上を合格とする。

- 2 成績の評価は、授業への出席状況、課題への対応状況、授業への取組み状況、授業期間中、授業期間以外の期間又は定期試験期間中に行われる筆記試験、実技試験又は口述試験等若しくはレポート又は論文等提出物の内容を適宜、シラバスに明記された基準に基づいて、総合的に評価の上、決定するものとする。

(追試験)

第28条 病気その他止むを得ない事情により、定期試験を受験できなかった者は、別に定めるところにより、追試験を受験することができる。

(卒業認定)

第29条 本学に修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業するために必要な単位数を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

(学位)

第29条の2 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与し、学位記を交付するものとする。

- 2 短期大学士の学位には、専攻分野を付記するものとする。
- 3 前項の規定により専攻分野を付記した短期大学士の学位の名称は、学科ごとに次のとおりとする。

現代教養学科 短期大学士(教養)

子ども学科 短期大学士(子ども学)

- 4 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学の名称を次のとおり付記するものとする。

短期大学士 (専攻分野) (青山学院女子短期大学)

- 5 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(既修得単位の認定)

第30条 本学の第1年次に入学した者で次の各号のいずれかに該当するものの既修得単位については、教育上有益と認めるときは、現代教養学科においては30単位を超えな

い範囲で、子ども学科においては46単位を超えない範囲で、本学に入学した後に修得したものとして認定することができる。

(1) 他の短期大学又は大学を卒業又は退学した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第132条に規定する専修学校の専門課程を修了又は退学した者

2 本学を卒業又は退学した後に、入学選考により本学の第1年次に入学した者の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学に入学した後に修得したものとして認定することができる。

3 前2項に規定する既修得単位の認定等については、別に定める青山学院女子短期大学入学前の既修得単位の認定に関する要綱による。